

# 公務上死亡災害の発生状況

(平成28年度認定分)

平成30年2月

地方公務員災害補償基金



## まえがき

この報告書は、平成28年度に認定された常勤地方公務員の公務災害のうち、公務上の災害による死亡事案について、その発生状況を調査、集計したものです。

平成28年度に公務上の災害として認定された件数は25、358件で、このうち死亡事案に係るものは45件（人）でした。なお、当該死亡事案に係るもの件数は、この調査が開始された昭和48年度から52年度まで及び昭和55年度においては、100件（人）を超えていましたが、それ以降は減少傾向にあり、東日本大震災による死亡事案を除けば、近年では30～40件（人）前後で推移している状況です。

この報告書が、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用され、少しでも公務災害の減少に結びつくとともに、執務の参考となれば幸いです。

なお、調査にあたり御協力いただいた地方公務員災害補償基金各支部等の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げる次第です。

平成30年2月

地方公務員災害補償基金  
理事長 諸橋省明



## 目 次

第1 公務上死亡災害発生状況の概要	1
1 概要	1
2 地方公共団体の区分別公務上死亡者の状況	3
3 職員区分別公務上死亡者の状況	4
4 年齢段階別公務上死亡者の状況	6
5 事故の型別公務上死亡者の状況	7
6 起因物別公務上死亡者の状況	9
7 認定事由別公務上死亡者の状況	11
8 交通事故による公務上死亡災害の状況	14
9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況	16
第2 公務上死亡災害発生事例	17
1 交通事故による死亡事例	18
2 その他の死亡事例	18
(1) 過重労働による被災	18
(2) 石綿曝露による被災	21
(3) その他の被災	23
第3 統計表	25
分類項目区分	35



# 第1 公務上死亡災害発生状況の概要



## 第1 公務上死亡災害発生状況の概要

### 1 概 要

本調査は、平成28年度中に公務上の災害と認定された死亡事案を対象として実施したものである。

調査は公務災害のみを対象としており通勤災害は含まないが、通勤途上の交通事故等による死亡事案であっても、公務災害として認定されたものは調査対象としている。

調査の結果、平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する事案を除く平成28年度認定分の公務上死者数は44人で、性別では男42人、女2人であった。

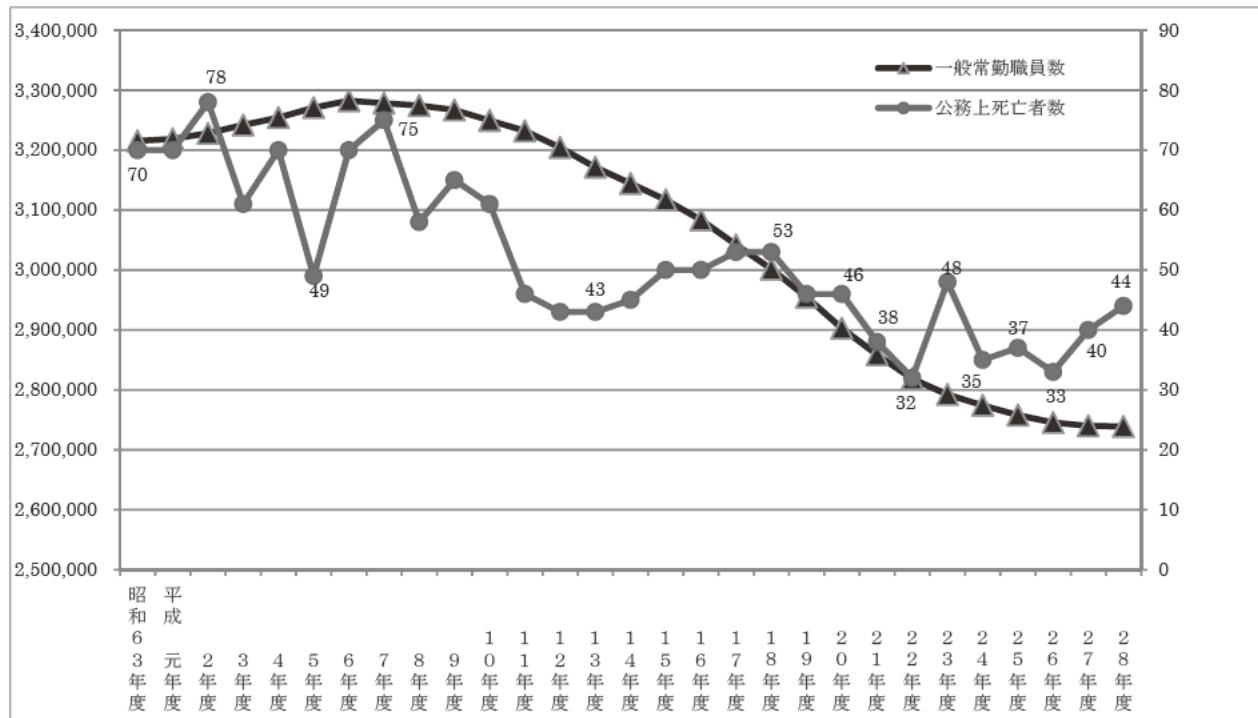
東日本大震災に起因する死者数を除けば、平成19年度以降は30～40人前後で推移している。

表1 男女別公務上死者数の推移（過去10年間） (人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男	44	42	35	29	44(197)	33(7)	33(1)	31(2)	37(1)	42(1)
女	2	4	3	3	4(69)	2(9)	4(0)	2(0)	3(0)	2(0)
計	46	46	38	32	48(266)	35(16)	37(1)	33(2)	40(1)	44(1)

※ カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死者数（外数）である。

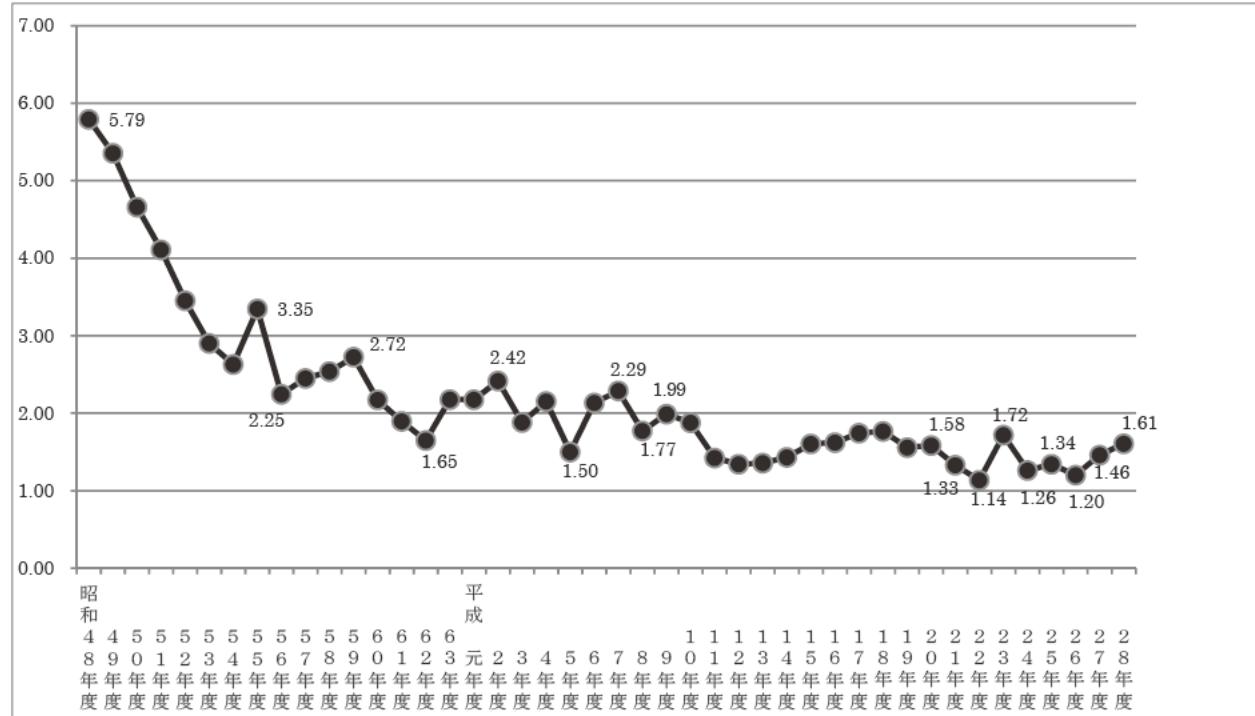
図1 一般常勤職員数及び公務上死者数の推移



職員 10 万人当たりの公務災害死亡率は、昭和 48 年度には 5.79 人であったが年々低下を続け、その間若干の増減はあるものの平成 8 年度以降は 1 人台で推移している。

(第3 統計表 第1表「公務上死亡災害発生状況の推移」参照)

図2 公務上死者数 10 万人率の推移



(注) 東日本大震災に起因する事案を除く。

## 2 地方公共団体の区別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成28年度認定の公務上死亡者を地方公共団体の区分別にみると、「都道府県」が26人で全体の59.1%を占め、次いで「指定都市」の10人(22.7%)などの順となっている。

(第3 統計表 第2表「支部別・団体区別公務上死亡者数」参照)

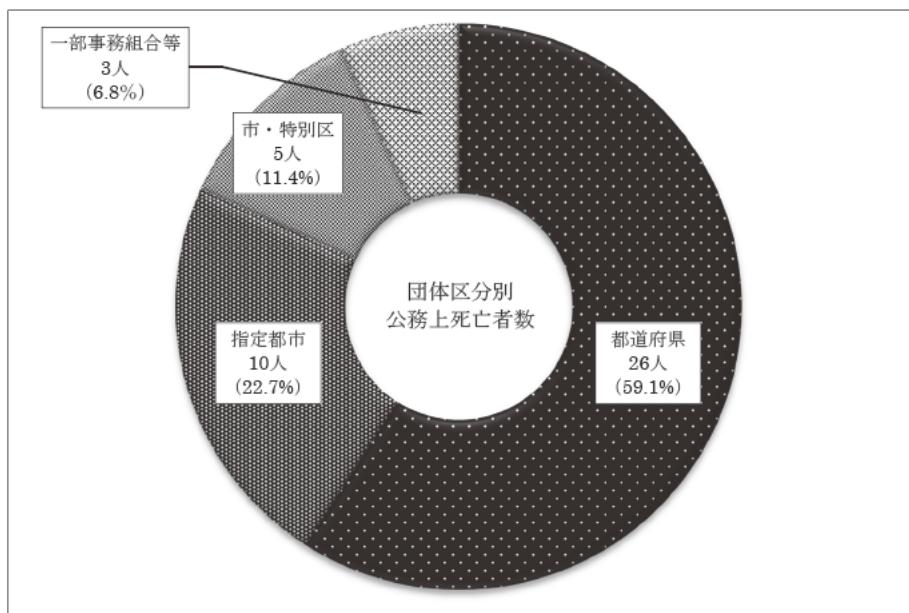
表2 団体区別公務上死亡者数 (人)

区分	対象団体数	公務上死亡者数
都道府県	47	26(1)
指定都市	20	10(0)
市・特別区	794	5(0)
町村	927	0(0)
一部事務組合等	1,522	3(0)
合計	3,310	44(1)

(注1) 対象団体数は、総務省「市町村数の推移表(詳細版)」等による。

(注2) カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死亡者数(外数)である。

図3 団体区別公務上死亡者数割合



※ 各図表中における構成比の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

表3 団体区別公務上死亡者数の推移(過去5年間)

(人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
都道府県	20	14	16	21	26
指定都市	4	4	4	3	10
市・特別区	7	12	4	11	5
町村	2	4	4	2	0
一部事務組合等	2	3	5	3	3
合計	35	37	33	40	44

### 3 職員区分別公務上死者の状況

東日本大震災に起因する公務上死者を除いて職員区分別（職員区分の説明等については、35ページ参照）でみると、「消防職員」の17人が全体の38.6%と最も多く、次いで「その他の職員」の8人（18.2%）、「義務教育学校職員」及び「警察職員」のそれぞれ6人（13.6%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「消防職員」が13人増、「義務教育学校職員」が2人増、「運輸事業職員」が1人増となっており、「その他の職員」が11人減、「電気・ガス・水道事業職員」が1人減で、この他は同数であった。

表4 職員区分別公務上死者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分	認定年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
義務教育学校職員		4	6	4	4	6
義務教育学校職員以外の教育職員		3	2	4	2	2
警察職員		8	5	6	6	6
消防職員		5	6	6	4	17
電気・ガス・水道事業職員		1	5	2	2	1
運輸事業職員		-	-	-	1	2
清掃事業職員		1	-	1	2	2
船員		-	-	-	-	-
その他の職員		13	13	10	19	8
合計		35	37	33	40	44

公務上死者の死亡原因を傷病区分別にみると、「疾病による死亡」の28人が全体の63.6%と最も多く、「公務上の負傷」は14人（31.8%）、「公務上の負傷又は疾病によらない他の死亡」は2人（4.5%）となっている。

図4 傷病区分別公務上死者数割合

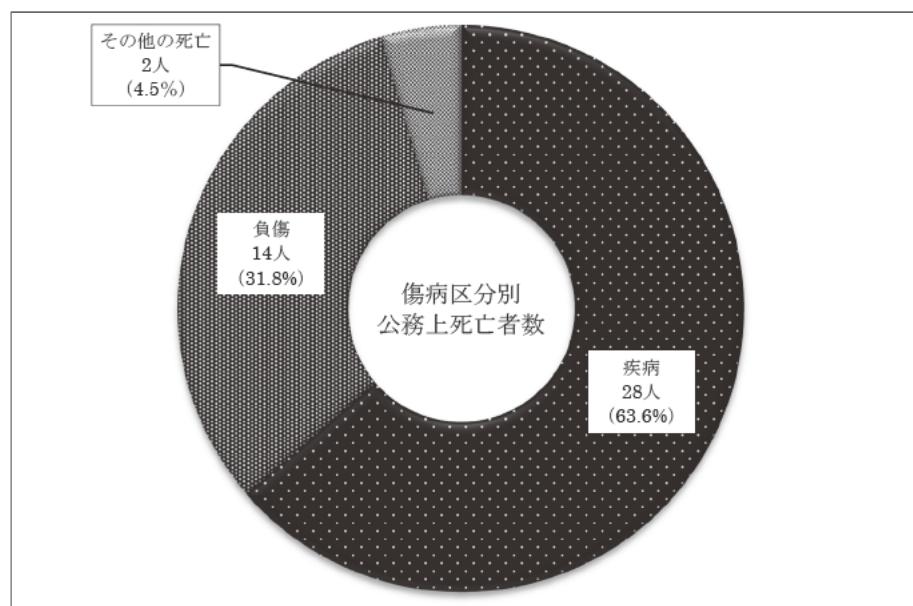


表5 職員区分別・傷病区分別公務上死者数

(人)

職員区分	傷病区分		負傷		疾病		その他の死亡		合計	
	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因
義務教育学校職員	1	-	5	-	-	-	-	-	6	-
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-
警察職員	1	-	5	1	-	-	-	-	6	1
消防職員	11	-	6	-	-	-	-	-	17	-
電気・ガス・水道事業職員	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
運輸事業職員	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
清掃事業職員	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
船員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	1	-	7	-	-	-	-	-	8	-
合計	14	-	28	1	2	-	44	-	1	

※ 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

負傷による公務上死者 14人の職員区分の内訳をみると、「消防職員」の11人(78.6%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」、「警察職員」及び「その他の職員」がそれぞれ1人(7.1%)であった。

疾病による公務上死者 28人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の7人(25.0%)が最も多く、次いで「消防職員」の6人(21.4%)、「義務教育学校職員」及び「警察職員」のそれぞれ5人(17.9%)などの順であった。

その他の死亡による公務上死者 2人の職員区分の内訳をみると、「義務教育学校職員以外の教育職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」がそれぞれ1人であった。

(第3 統計表 第3表「職員区分別・団体区分別公務上死者数」参照)

#### 4 年齢段階別公務上死者の状況

東日本大震災に起因する公務上死者を除いて災害発生時の年齢段階別でみると、40歳から49歳までの年齢層が13人で最も多く、全体の29.5%を占めている。次いで、50歳から59歳までの年齢層が9人（20.5%）などの順となっている。

表6 年齢段階別・傷病区分別公務上死者数

(人)

年齢段階	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因	震災以外	震災起因
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	-	6	-	-	-	7	-
30～39歳	5	-	3	-	-	-	8	-
40～49歳	5	-	7	1	1	-	13	1
50～59歳	3	-	5	-	1	-	9	-
60歳以上	-	-	7	-	-	-	7	-
計	14	-	28	1	2	-	44	1

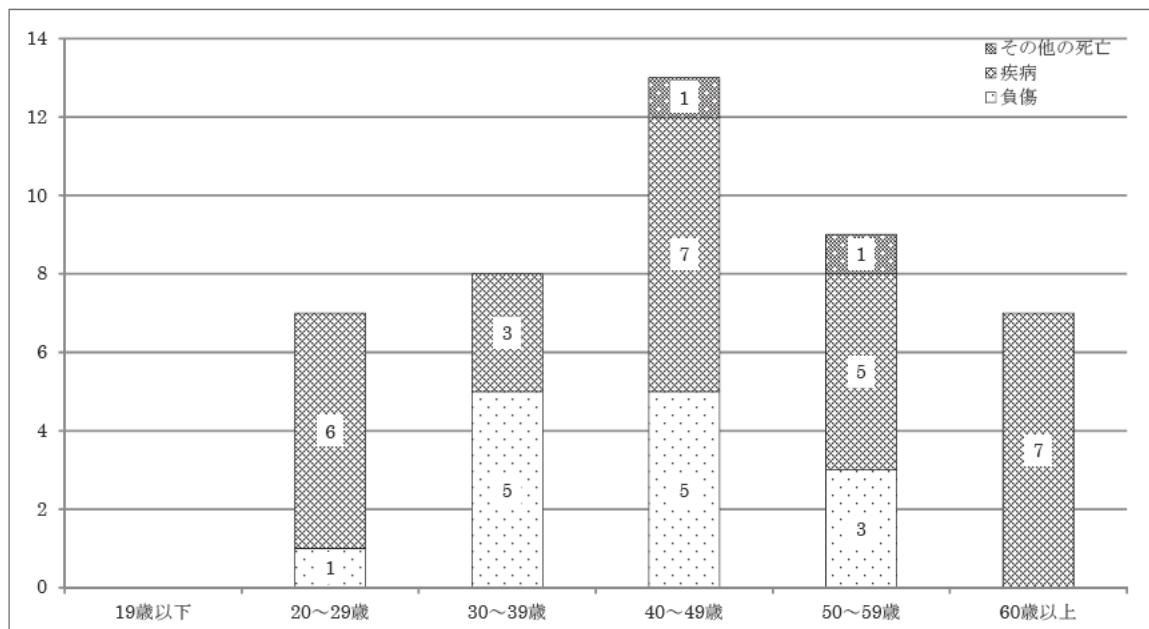
死亡原因を年齢段階別にみると、負傷による死亡では、30歳代及び40歳代のそれぞれ5人（35.7%）が最も多く、次いで50歳代の3人（21.4%）、20歳代の1人（7.1%）であった。

疾病による死亡では、40歳代及び60歳以上のそれぞれ7人（25.0%）が最も多く、次いで20歳代の6人（21.4%）、50歳代の5人（17.9%）などの順であった。

その他の死亡では、40歳代及び50歳代がそれぞれ1人であった。

（第3 統計表 第4表「年齢段階別・職員区分別公務上死者数」参照）

図5 年齢段階別・傷病区分別公務上死者数



## 5 事故の型別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する公務上死亡者を除いて事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の14人（31.8%）が最も多く、次いで「有害物等との接触」の5人（11.4%）、「交通事故」の2人（4.5%）などの順となっている。

なお、「墜落・転落」による公務上死亡者14人の職員区分の内訳をみると、「消防職員」が10人（71.4%）で最も多く、次いで「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「警察職員」及び「その他の職員」がそれぞれ1人（7.1%）であった。

（第3 統計表 第5表「事故の型別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表7 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数（「その他」を除く）

事故の型	合計（人）	職員区分（内訳）	（人）
墜 落 ・ 転 落	14	消 防 職 員	10
		義 務 教 育 学 校 職 員	1
		義 勿 教 育 学 校 職 員 以外 の 教 育 職 員	1
		警 察 職 員	1
		そ の 他 の 職 員	1
有害物等との接触	5	消 防 職 員	2
		清 掃 事 業 職 員	2
		運 輸 事 業 職 員	1
交 通 事 故	2	義 勿 教 育 学 校 職 員	1
		消 防 職 員	1
お ぼ れ	1	電 气 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1
高 温・低 温 の 物 と の 接 触	1	運 輸 事 業 職 員	1

※「事故の型」の説明等については、35ページを参照。

図6 事故の型別公務上死亡者数割合

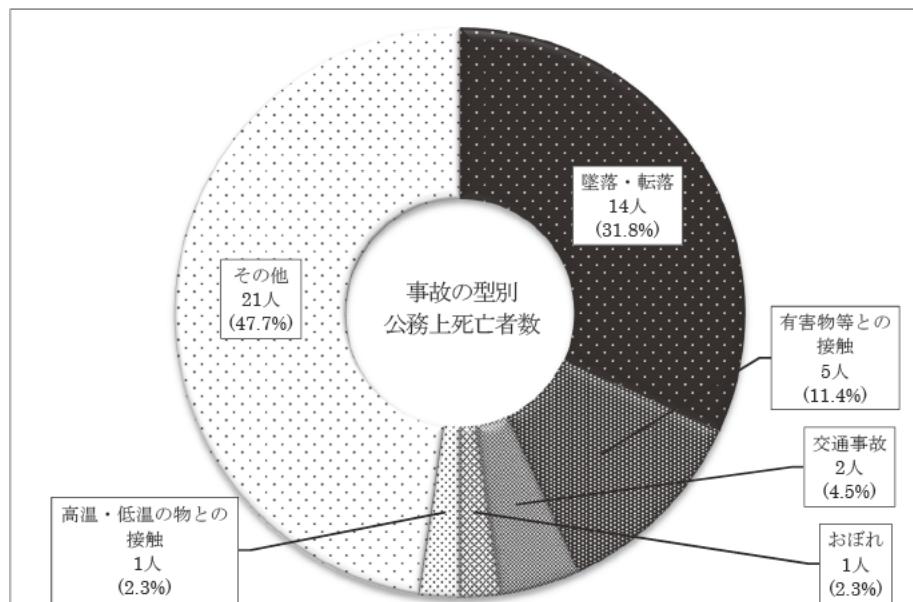


表8 事故の型別公務上死者数の推移（過去5年間・降順）

(人)

事故の型	認定年度 平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	合計	構成比
墜落・転落	4	4	1	6	14	29	15.3%
交通事故	5	5	4	3	2	19	10.1%
有害物等との接触	2	6	2	2	5	17	9.0%
おぼれ	2	2	2	2	1	9	4.8%
はさまれ・巻き込まれ	2	-	1	1	-	4	2.1%
故意の加害行為	1	2	-	1	-	4	2.1%
激突	2	-	2	-	-	4	2.1%
転倒	1	2	-	-	-	3	1.6%
飛来・落下	1	-	-	-	-	1	0.5%
崩壊・倒壊	-	-	1	-	-	1	0.5%
爆発	1	-	-	-	-	1	0.5%
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	1	1	0.5%
その他	14	16	20	25	21	96	50.8%
合計	35	37	33	40	44	189	100.0%

過去5年間の合計を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の29人（15.3%）が最も多く、次いで「交通事故」の19人（10.1%）、「有害物等との接触」の17人（9.0%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「墜落・転落」が8人増、「有害物等との接触」が3人増、「高温・低温の物との接触」が1人増で、この他は減少であった。

## 6 起因物別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する公務上死亡者を除いて起因物（起因物の説明等については37～39ページ参照）別にみると、「その他の起因物」が16人で最も多く、全体の36.4%を占めている。次いで「起因物なし」の13人（29.5%）、「物質等」の8人（18.2%）などの順となっている。

（第3 統計表 第6表「起因物別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図7 起因物別公務上死亡者数割合

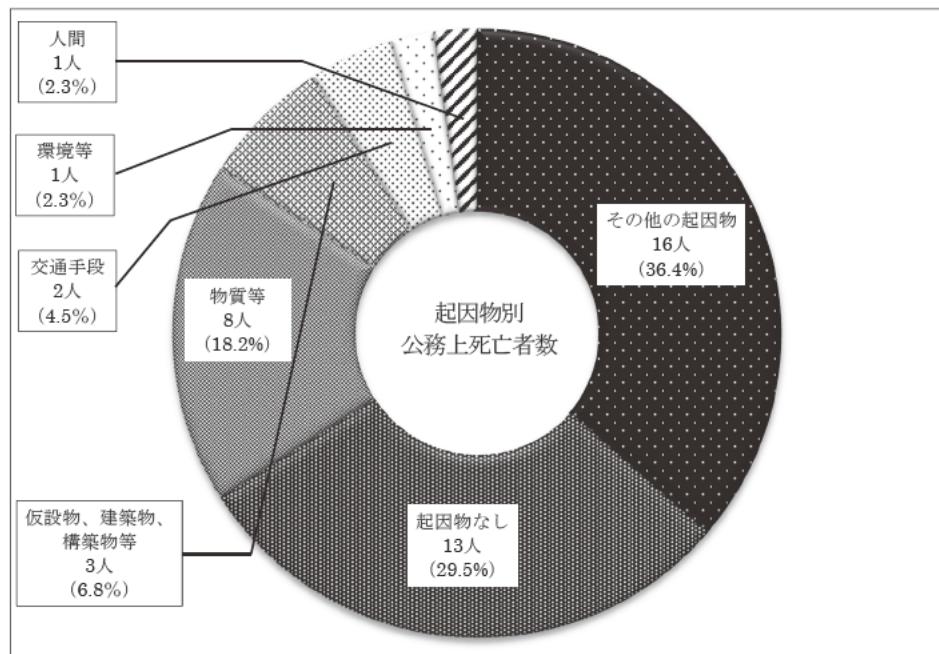


表9 起因物別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

（人）

起因物	認定年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計	構成比
動力機械	2	-	1	1	-	-	4	2.1%
交通手段	7	5	5	5	2	24	12.7%	
装置等	-	-	1	1	-	-	2	1.1%
仮設物、建築物、構築物等	3	1	-	1	3	8	4.2%	
物質等	5	6	4	2	8	25	13.2%	
環境等	5	5	4	5	1	20	10.6%	
人間	2	2	2	-	1	7	3.7%	
その他の起因物	4	5	7	9	16	41	21.7%	
起因物なし	7	13	9	16	13	58	30.7%	
合計	35	37	33	40	44	189	100.0%	

過去5年間の合計を起因物別にみると、「起因物なし」の58人（30.7%）が最も多く、次いで「その他の起因物」の41人（21.7%）、「物質等」の25人（13.2%）、「交通手段」の24人（12.7%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「その他の起因物」が7人増、「物質等」が6人増、「仮設物、建築物、構築物等」が2人増、「人間」が1人増で、この他は減少であった。

## 7 認定事由別公務上死亡者の状況

東日本大震災に起因する公務上死亡者を除いて認定事由別にみると、負傷については、「訓練中」が9人で、全体の20.5%を占め最も多く、次いで「自己の職務遂行中」及び「出退勤途上(公務上のもの)」のそれぞれ2人(4.5%)などの順となっている。

また、疾病については、「精神疾患」が10人で全体の22.7%を占め最も多く、次いで「職業病」及び「呼吸器疾患」のそれぞれ5人(11.4%)などの順となっている。

(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

表10 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

認定事由		合計(人)		職員区分(内訳)		合計(人)				
		震災以外	震災起因			震災以外	震災起因			
負傷	自己の職務遂行中	2	-	消防職員	1	-	-			
				その他の職員	1					
	訓練中	9	-	消防職員	9	-	-			
	出張中又は赴任途上	1	-	義務教育学校職員	1					
	出退勤途上(公務上のもの)	2	-	警察職員	1	-	-			
疾病	職業病			消防職員	1					
	5	-	義務教育学校職員	1	-	-				
			消防職員	2						
	その他公務起因性の明らかな疾病	4	-	その他の職員	2	-	-			
				義務教育学校職員	1					
				義務教育学校職員以外の教育職員	1					
				警察職員	1					
	精神疾患	4	-	消防職員	1	-	-			
				義務教育学校職員	1					
				警察職員	1					
	呼吸器疾患	10	1	その他の職員	2	-	-			
				義務教育学校職員	2					
				警察職員	3		1			
				消防職員	2					
				運輸事業職員	1					
その他の死亡		2	-	その他の職員	2	-	-			
				消防職員	1					
				運輸事業職員	1					
				清掃事業職員	2					
				その他の職員	1					
				義務教育学校職員以外の教育職員	1	-	-			
				電気・ガス・水道事業職員	1					

図8 傷病区分別・認定事由別公務上死者数割合（負傷）

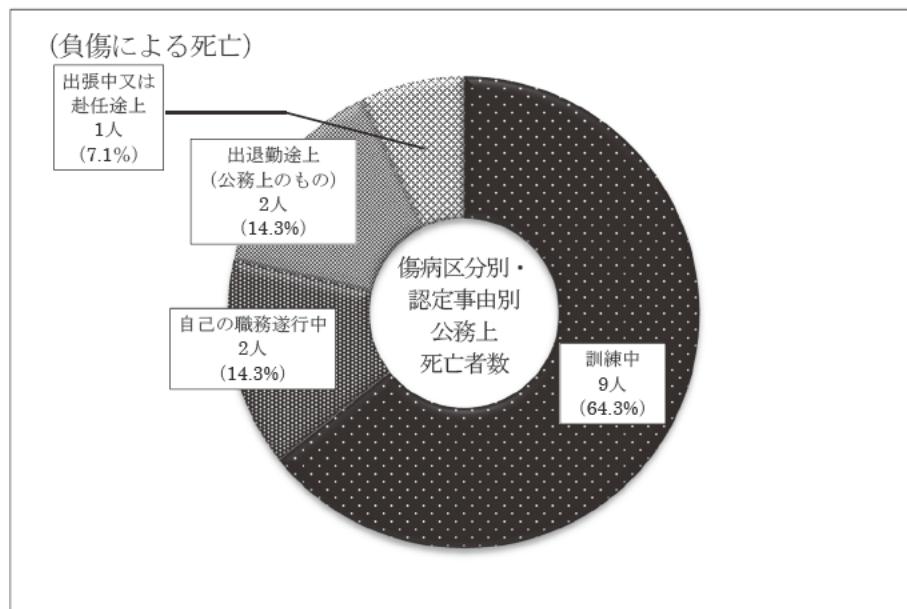


図9 傷病区分別・認定事由別公務上死者数割合（疾病）

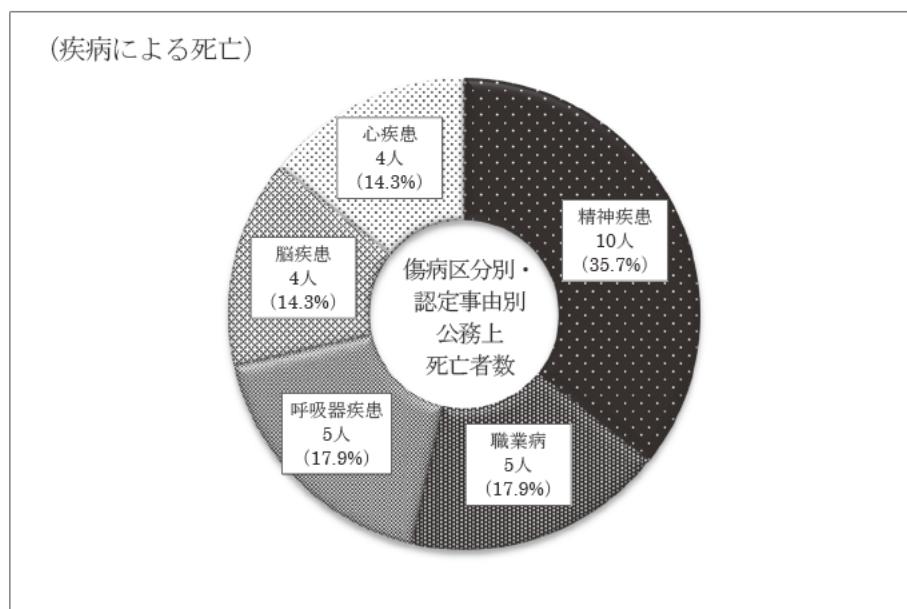


表11 認定事由別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

認定事由		認定年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中		7	2	1	2	2	14	7.4%
	訓練中		-	-	-	-	9	9	4.8%
	出張中又は赴任途上		1	2	2	3	1	9	4.8%
	出退勤途上（公務上のもの）		2	2	3	1	2	10	5.3%
	その他		1	-	-	-	-	1	0.5%
	計		11	6	6	6	14	43	22.8%
疾病	公務上の負傷による疾病		-	2	1	3	-	6	3.2%
	職業病		-	2	-	4	5	11	5.8%
	その他の公務起因性の明らかな疾病	脳疾患	3	4	2	3	4	16	8.5%
		心疾患	3	5	4	7	4	23	12.2%
		精神疾患	4	1	8	9	10	32	16.9%
		呼吸器疾患	4	2	2	2	5	15	7.9%
		胸腹部疾患（肝臓疾患除く）	-	2	1	-	-	3	1.6%
		その他	1	4	2	-	-	7	3.7%
	計		15	22	20	28	28	113	59.8%
	その他	死亡	9	9	7	6	2	33	17.5%
	合	計	35	37	33	40	44	189	100.0%

過去5年間の合計を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」の14人が全体の7.4%を占め最も多く、次いで「出退勤途上（公務上のもの）」の10人（5.3%）、「訓練中」及び「出張中又は赴任途上」のそれぞれ9人（4.8%）などの順となっている。

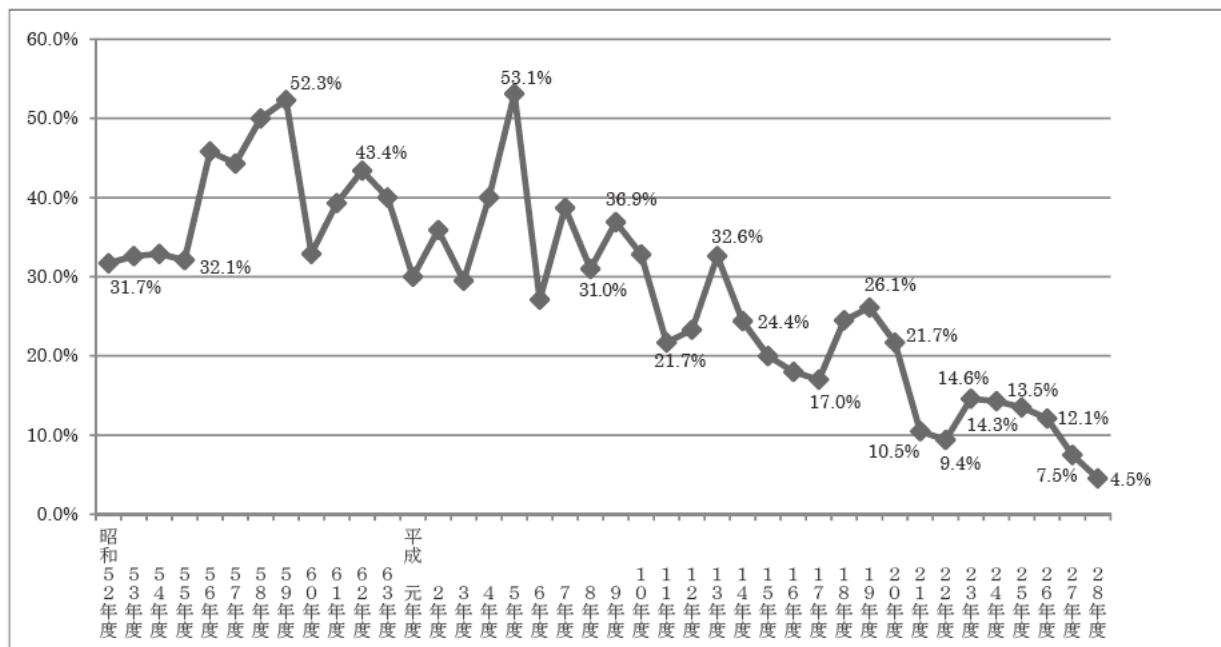
疾病については、「精神疾患」の32人が全体の16.9%を占め最も多く、次いで「心疾患」の23人（12.2%）、「脳疾患」の16人（8.5%）、「呼吸器疾患」の15人（7.9%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、負傷については、「訓練中」が9人増、「出退勤途上（公務上のもの）」が1人増で、この他は同数または減少であった。疾病については、「呼吸器疾患」が3人増、「職業病」、「脳疾患」及び「精神疾患」がそれぞれ1人増で、この他は減少であった。

## 8 交通事故による公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く交通事故による公務上死亡者の全体に占める割合は、過去の状況をみると、昭和50年代から30～50%台で推移していたが、平成5年度の53.1%をピークにして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にある。平成21年度以降は概ね10%台で推移していたが、平成28年度は4.5%で、これまでで最も低くなっている。

図10 交通事故による公務上死亡者数割合の推移



平成28年度の交通事故による公務上死者2人を職員区分別にみると、「義務教育学校職員」及び「消防職員」となっている。

また、勤務態様別にみると、「遠距離出張中」及び「通勤途上」となっている。

(第3 統計表 第9表「職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数」参照)

図12 職員区分別交通事故による死者数割合

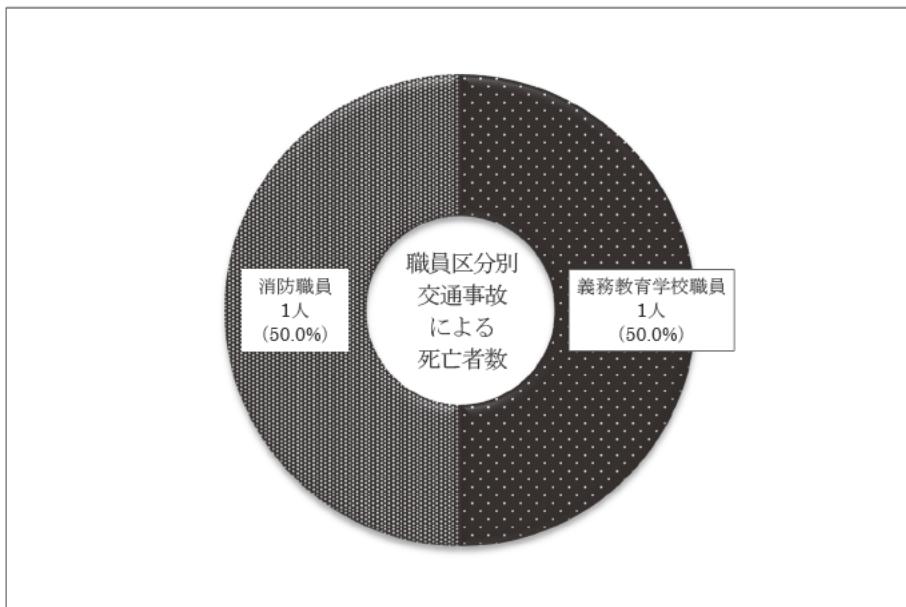
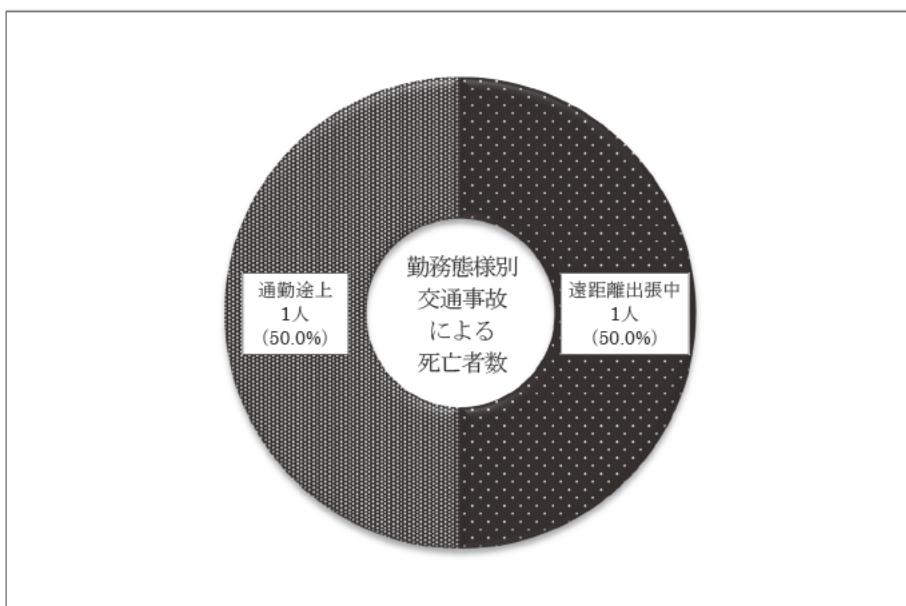


図13 勤務態様別交通事故による死者数割合



## 9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く平成28年度中に認定された公務上死亡災害のうち、地方公務員災害補償法第46条に規定する特殊公務災害に該当する事例はなかった。

表12 特殊公務災害に該当した公務上死亡者数の推移（過去5年間）

（人）

職員区分	認定年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
警察職員		-	-	2	1	-	3
消防職員		-	-	1	-	-	1
合計		-	-	3	1	-	4

過去5年間では、「警察職員」及び「消防職員」において特殊公務災害に該当した事例があり、その公務上死亡者数は1～2人で推移している。いずれも生命、身体に対する高度の危険が予想される状況の下において起こった死亡災害である。

## 第2 公務上死亡災害発生事例

## 凡　　例

1 本資料の掲載事例は、平成28年度に認定された公務上の負傷等による死亡災害の具体的な発生状況について記述したものであり、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用されることを目的としている。

なお、事例の内容については、地方公務員災害補償基金支部から提供された資料を基に、重複事例等を除き適宜加筆・修正している。

2 事例は「交通事故による死亡事例」及び「その他の死亡事例」に分類し、さらに後者は「過重労働による被災」、「石綿曝露による被災」及び「その他の被災」に分類している。

3 事例番号とそれに続く見出しの次に以下の項目を掲げている。

(1) 被災職員の所属地方公共団体の区分

地方公共団体は、「都道府県」、「市町村等」及び「一部事務組合等」の区分により表示している。なお、市区町村立学校の県費負担教職員は、都道府県の職員として扱っている。

(2) 職員の区分

職員区分の説明等については35ページ参照。

(3) 死亡年齢

(4) 災害発生年月

(5) 傷病名

複数の傷病名がある場合においては、原則として傷病名の全部を記載することとし、死亡の有力な原因として傷病名の一部を特定できるときは、その一部の傷病名としている。

## 第2 公務上死亡災害発生事例

### 1 交通事故による死亡事例

【事例1】当直勤務終了後、帰宅途上において対向車と衝突する

### 2 その他の死亡事例

#### (1) 過重労働による被災

【事例2】自室で倒れ、救急搬送される

【事例3】卒業式のリハーサルに参加していた際に倒れ、救急搬送される

【事例4】宿舎の床で倒れているところを発見され、救急搬送される

【事例5】職員室の自席から倒れ、救急搬送される

【事例6】自宅で早朝に入浴中、急性心筋梗塞を発症する

【事例7】当直勤務中に胸痛を訴え、救急搬送される

【事例8】山林遭難者捜索を終えた下山途中で倒れ、救急搬送される

【事例9】自宅寝室で呼吸が止まった状態のところを発見され、救急搬送される

#### (2) 石綿曝露による被災

【事例10】消防車両の整備作業に従事したことによる石綿曝露

【事例11】焼却設備の運転及び焼却灰の処分業務等に従事したことによる石綿曝露

【事例12】清掃工場焼却施設内の機械運転業務等に従事したことによる石綿曝露

【事例13】市営住宅の補修工事に従事したことによる石綿曝露

【事例14】自動車整備業務等に従事したことによる石綿曝露

【事例15】石綿を含む建物等で消火活動等に従事したことによる石綿曝露

#### (3) その他の被災

【事例16】救急車から後ろ向きに転倒した後、脳梗塞により死亡する

【事例17】駅ホーム階段から転落し、救急搬送される

【事例18】学校屋上から転落する

【事例19】採水作業中、浄化槽に転落し死亡する

## 1 交通事故による死亡事例

### 【事例 1】当直勤務終了後、帰宅途上において対向車と衝突する

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員  
死亡年齢：30歳代 災害発生年月：平成28年7月  
傷病名：重症頭部外傷、右腎損傷、鼻出血、右肺挫傷、右大腿骨頸部・骨幹部骨折、多発挫創

#### (概要)

当直勤務終了後の帰宅途上において、反対車線を走行してきた普通乗用車がセンターラインをオーバーし、被災職員が運転する自家用車の前部と対向車の前部が衝突した。

119番通報で出動した消防隊員による救出後、医師が同乗した救急車で病院に搬送されたが、重症頭部外傷、出血性ショックにより死亡した。

## 2 その他の死亡事例

### (1) 過重労働による被災

### 【事例 2】自室で倒れ、救急搬送される

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成24年11月  
傷病名：右被殼出血

#### (概要)

中学校教諭である被災職員は、午前6時頃に自宅の自室で倒れ、病院に救急搬送されたが3日後に死亡した。本人には高血圧が確認されたが、通常と比較して特に過重な職務に従事したことにより、自然的経過を超えて著しく増悪したと判断されたもの。

#### (安全・衛生対策)

教職員の勤務負担軽減を検討した結果、部活動指導業務の基準を明確にし、県立学校及び市町村に周知した。

### 【事例 3】卒業式のリハーサルに参加していた際に倒れ、救急搬送される

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成25年3月  
傷病名：心室細動

#### (概要)

被災職員は、定期健康診断において心房細動にて要治療の診断を受けたため、平成21年度から心臓の治療を行っていたが、業務多忙から体調不良を訴えるようになった。被災当日、頭痛を訴えつつ卒業式のリハーサルに参加していたところ突然倒れ、救急搬送された日に死亡した。

### (安全・衛生対策)

任命権者が所管する全ての学校（小・中・高・特別支援学校）に対し、健康上の配慮を要する職員・ハンディキャップを有する職員に対しては、十分個々の状況に配慮し、服務管理を徹底して過重な負荷を与えることのないよう留意されたい旨を通知し、注意喚起した。

### 【事例4】宿舎の床で倒れているところを発見され、救急搬送される

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成26年3月  
傷病名：脳動脈瘤破裂くも膜下出血

#### (概要)

単身赴任中の被災職員の宿舎を妻が訪れたところ、被災職員は床に仰向けの姿勢で倒れており、話しかけても会話が出来ず、時折叫び声をあげていた。その後、救急搬送されたが、脳動脈瘤破裂くも膜下出血により死亡した。被災職員は、発症前に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていたものである。

### (安全・衛生対策)

- 1 署員に対する研修会等で本件の発生原因を説明し、血圧等の管理の重要性について意識を高めるよう周知徹底する。また、医師の指示があった場合は治療の徹底を指導する。
- 2 過重労働のチェックリストについて、従事時間及び血圧等体調に関する事項の正しい記載を徹底する。
- 3 チェックリストの内容から必要と認められた場合は、本人または課長に業務管理・体調管理をさせる。
- 4 他の所属に派遣される場合は、本人又は当該所属の幹部から勤務状況・体調を把握し、必要な措置を講じる。

### 【事例5】職員室の自席から倒れ、救急搬送される

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成26年4月  
傷病名：くも膜下出血

#### (概要)

被災職員は、人事異動に伴う業務引継のため、連日遅くまで時間外勤務及び休日勤務に従事する傍ら、教頭として勤務状況に問題のある職員への対応を行い、精神的に疲労していた。新任校に着任した当日、職員室の自席にて執務中のところ、他の職員から声を掛けられたため立ち上がりろうとした際、椅子から転げ落ちるよう床へ倒れ込み、救急搬送されたが、10日後に死亡した。

### (安全・衛生対策)

本件事案のみによるものではないが、平成29年度から以下の取り組みを実施している。

- 1 県立学校に産業医を配置し、健康診断結果の事後措置を行うこと

- 2 年間計画を精査するとともに勤務時間の割振り変更、所属における定時退庁の励行等により超過勤務の縮減に努めること
- 3 教員一人当たりの年次休暇取得目標を15日と設定し、教員が計画的に年次休暇を取得できるよう校内でサポート体制作りに努めること

#### **【事例6】自宅で早朝に入浴中、急性心筋梗塞を発症する**

団体区分：都道府県 職員の区分：その他の職員  
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成27年4月  
傷病名：心疾患の疑い（急性心筋梗塞を発症し、致死性不整脈により死亡）

##### **(概要)**

被災職員は、本件疾病発症前8週間において1週間当たり約28時間の時間外勤務を行っていた。それ以前においても、過重な勤務状況が数か月継続しており、自宅で早朝に入浴中、急性心筋梗塞を発症し、致死性不整脈により死亡した。

##### **(安全・衛生対策)**

時間外勤務を実施する前には、その必要性を上司へ報告する様式を作成しており、やむを得ない場合にのみ上司が命じることとなつたため、時間外勤務の削減が図られている。

#### **【事例7】当直勤務中に胸痛を訴え、救急搬送される**

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員  
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成27年5月  
傷病名：急性心筋梗塞

##### **(概要)**

被災職員は、当直勤務中に胸痛を訴え救急搬送されたが、病院到着後間もなくして心肺停止状態となり、急性心筋梗塞により死亡した。被災職員は、発症前に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていたものである。

##### **(安全・衛生対策)**

死亡事例があつた旨を研修会等で紹介し、同様事例を含めた公務災害発生の未然防止に努める等、啓発強化を行つてゐる。

#### **【事例8】山林遭難者捜索を終えた下山途中で倒れ、救急搬送される**

団体区分：一部事務組合等 職員の区分：消防職員  
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成27年6月  
傷病名：脳内出血

##### **(概要)**

被災職員は、山林遭難者捜索のため、夜間に山で捜索活動を行つてゐたが、開始から約4時間半後の下山中に突然倒れた。同行者が胸骨圧迫及び人工呼吸を実施したもの回復せず、救急搬送されたが死亡した。

本件は、暗闇かつ整備されていない山道という状況下で、不慣れな山林捜索に隊長として従事したものであり、異常な出来事・突発的事態に遭遇したものである。

### (安全・衛生対策)

定期的に公務災害防止に関する注意喚起を行っている。また、各署でそれぞれ公務災害防止の取り組みを進めている。

#### 【事例9】自宅寝室で呼吸が止まった状態のところを発見され、救急搬送される

団体区分：都道府県 職員の区分：その他の職員

死亡年齢：30歳代 災害発生年月：平成27年12月

傷病名：致死性不整脈

### (概要)

被災職員は、長時間の時間外勤務が数か月にわたり継続する中、自宅寝室にて呼吸が止まった状態で発見され、救急搬送されたが致死性不整脈により死亡した。

### (安全・衛生対策)

退庁時刻の確認による勤務時間の管理に努めるとともに、時間外勤務の削減と職員の健康管理について各所属へ周知した。

#### (2) 石綿曝露による被災

#### 【事例10】消防車両の整備作業に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員

死亡年齢：60歳代 災害発生年月：平成22年4月

傷病名：悪性胸膜中皮腫

### (概要)

被災職員は、消防車両の排気管に断熱材として使用されていた石綿を取り替える作業をしていた。平成22年4月頃、被災職員が息苦しさを覚え医療機関を受診したところ、悪性胸膜中皮腫と診断された。

#### 【事例11】焼却設備の運転及び焼却灰の処分業務等に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：清掃事業職員

死亡年齢：70歳代 災害発生年月：平成24年8月

傷病名：悪性胸膜中皮腫

### (概要)

被災職員は、機械操作手として昭和54年10月から焼却設備の運転、点検、整備及び焼却灰の処分業務等に携わっており、石綿のパッキンが使用されていた炉体の各マンホール等に日常的に触れていたことが原因で、退職後、平成24年に悪性胸膜中皮腫と診断された。

#### 【事例12】清掃工場焼却施設内の機械運転業務等に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：清掃事業職員

死亡年齢：70歳代 災害発生年月：平成24年9月

傷病名：左胸膜中皮腫

#### (概要)

被災職員は、機械操作手として昭和42年から清掃工場で勤務し、焼却施設の運転・点検等に携わっていた。当時は日常的に石綿をボイラー・パッキンなどで利用していた。

平成24年に左胸水貯留を指摘され、病院にて検査したところ、左胸膜中皮腫と診断された。

#### 【事例13】市営住宅の補修工事に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員

死亡年齢：80歳代 災害発生年月：平成25年2月

傷病名：悪性胸膜中皮腫

#### (概要)

被災職員は、昭和47年当時、主に市営住宅の補修工事を担当していた際、マスクを着用することなく作業を行っていた。その後、呼吸困難のため受診したところ悪性胸膜中皮腫と診断された。

#### (安全・衛生対策)

健康診断を実施している。

#### 【事例14】自動車整備業務等に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：運輸事業職員

死亡年齢：70歳代 災害発生年月：平成26年11月

傷病名：悪性胸膜中皮腫

#### (概要)

被災職員は、18年間自動車整備士として勤務し、石綿を含む部品の交換作業や研磨作業を行い日常的に粉じんを吸引したことにより、悪性中皮腫を発症した。

#### 【事例15】石綿を含む建物等で消火活動等に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員

死亡年齢：60歳代 災害発生年月：平成27年8月

傷病名：悪性心膜中皮腫

#### (概要)

被災職員は消防士として勤務し、14年6か月の間、火災現場に出動する職務に従事し、消火活動や救助活動中に飛散している石綿に曝露したことが原因で、退職後、悪性心膜中皮腫を発症した。

#### (安全・衛生対策)

今後、災害現場におけるリスク評価の結果を踏まえ、「アスベスト対策指針」を改正予定である。

### (3) その他の被災

#### 【事例 16】救急車から後ろ向きに転倒した後、脳梗塞により死亡する

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員

死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成27年3月

傷病名：後頭部打撲、外傷性頸部症候群、両側椎骨動脈解離、脳梗塞

##### (概要)

被災職員は、救急車への資機材積替え作業中に、バックドアハッチから後ろ向きに転倒し、背中及び後頭部を打撲した。翌日、自宅で夕食中にめまい及び耳鳴りを発症し、立ち上がることが出来なくなったため救急搬送された。入院加療となったが容態が急変し、脳梗塞により死亡した。

##### (安全・衛生対策)

局内の会議において事故発生状況を説明し、庁内メールにて消防職員に対し安全対策及び再発防止を徹底するよう指示した。また所属の定期勉強会にて、安全対策及び再発防止について再度確認を行った。

#### 【事例 17】駅ホーム階段から転落し、救急搬送される

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員

死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成27年9月

傷病名：脳挫傷兼頭蓋内出血

##### (概要)

被災職員は、週休日に自宅にいたところ、上司からの電話連絡を受け、通常の通勤経路により出勤した。電車から降車し、駅ホームの階段を数段下りた際に転倒し、右側頭部を階段に強打し救急搬送されたが、3日後に死亡した。

#### 【事例 18】学校屋上から転落する

団体区分：市町村等 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員

死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成28年8月

傷病名：脳挫滅

##### (概要)

被災職員は、学校の屋上に設置されているエアコン室外機の点検作業のため屋上に上がり、作業を終え移動する際、バランスを崩して建物の間にある隙間から転落し、地面に全身を強く打ち付けて脳挫滅により死亡した。

##### (安全・衛生対策)

所属において職員に対し、高所作業時や高所での移動時には細心の注意を払うよう指示した。

**【事例 19】採水作業中、浄化槽に転落し死亡する**

団体区分：市町村等

職員の区分：電気・ガス・水道事業職員

死亡年齢：50歳代

災害発生年月：平成28年9月

傷病名：窒息（溺水の吸引による）

**（概要）**

被災職員は、夜勤後、毎朝実施している水質検査を行うため、1人で浄化槽に近づき採水作業を行っていた際、誤って水深4メートルの浄化槽に転落し死亡した。

**（安全・衛生対策）**

事故現場については、労働基準監督署の許可を得た上、ポールと安全帯を設置した。

また、所内の全設備を総点検し、隨時改修を行っている。

# 第3 統 計 表



### 第3 統計表

(平成28年度認定分)

第1表	公務上死亡災害発生状況の推移	26
第2表	支部別・団体区分別公務上死亡者数	27
第3表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	28
第4表	年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数	28
第5表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	29
第6表	起因物別・職員区分別公務上死亡者数	30
第7表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	31
第8表	交通事故による公務上死亡者数	32
第9表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	33
第10表	傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数	33
第11表	傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数	33
第12表	職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数	34
第13表	事故の型別・起因物別公務上死亡者数	34

第1表 公務上死亡災害発生状況の推移

	一般常勤職員数(人) (4月1日現在)(A)	公務上死亡者数(人) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000	公務災害 認定件数
発生年度				
昭和 48	2,744,959	159	5.79	33,076
49	2,857,336	153	5.35	32,312
50	2,940,066	137	4.66	31,609
51	2,968,675	122	4.11	32,016
52	3,012,304	104	3.45	32,227
53	3,065,674	89	2.90	32,210
54	3,118,275	82	2.63	32,532
55	3,167,744	106	3.35	31,986
56	3,205,718	72	2.25	32,332
57	3,224,815	79	2.45	32,092
58	3,231,650	82	2.54	31,603
59	3,230,740	88	2.72	31,106
60	3,222,019	70	2.17	32,603
61	3,217,016	61	1.90	31,293
62	3,216,930	53	1.65	31,493
認定年度				
平成元年	3,215,470	70	2.18	28,582
2	3,218,752	70	2.17	28,273
3	3,228,318	78	2.42	27,804
4	3,241,911	61	1.88	28,421
5	3,254,291	70	2.15	27,869
6	3,270,841	49	1.50	27,604
7	3,282,492	70	2.13	27,128
8	3,278,332	75	2.29	27,852
9	3,274,481	58	1.77	27,734
10	3,267,118	65	1.99	27,986
11	3,249,494	61	1.88	28,223
12	3,232,153	46	1.42	27,754
13	3,204,292	43	1.34	28,287
14	3,171,532	43	1.36	28,922
15	3,144,323	45	1.43	28,501
16	3,117,004	50	1.60	29,205
17	3,083,597	50	1.62	28,849
18	3,042,122	53	1.74	28,387
19	3,001,475	53	1.77	28,195
20	2,954,712	46	1.56	27,346
21	2,902,843	46	1.58	26,525
22	2,858,654	38	1.33	25,256
23	2,818,455	32	1.14	25,186
24	2,792,448	314	11.24	25,714
25	2,774,250	51	1.84	25,507
26	2,757,942	38	1.38	25,542
27	2,745,644	35	1.27	25,312
28	2,740,082	41	1.50	24,833
	2,739,041	45	1.64	25,358

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。

(注2) 公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害(死亡)発生状況調査結果の概要」(昭和53年3月)、同「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版による。

(注3) 平成19年度までの公務上死亡者数には特別職のものを含み、平成23年度以降の公務上死亡者数には東日本大震災起因のものを含む。

(注4) 一般常勤職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年度版による(平成26年度までは教育長を含む)。

(注5) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第2表 支部別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

(注1) 市に特別区を含む。

(注2) ( ) 内の数字は女性で、内数である。

第3表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体区分	都道府県	指定都市	市・特別区	町	村	一部組合	事務等	合計
義務教育学校職員		6	-	-	-	-	-	-	6
義務教育学校職員以外の教育職員		1	1	-	-	-	-	-	2
警察職員		7	-	-	-	-	-	-	7
消防職員		9	4	1	-	-	3	-	17
電気・ガス・水道事業職員		-	-	1	-	-	-	-	1
運輸事業職員		-	2	-	-	-	-	-	2
清掃事業職員		-	2	-	-	-	-	-	2
船員		-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		4	1	3	-	-	-	-	8
合計		27	10	5	-	-	3	-	45
構成比(%)		60.0%	22.2%	11.1%	0.0%	6.7%	100.0%		

第4表 年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~29歳	3	-	1	2	-	-	-	-	1	7
30~39歳	1	-	-	4	-	1	-	-	2	8
40~49歳	2	2	3	6	-	-	-	-	1	14
50~59歳	-	-	3	2	1	-	-	-	3	9
60歳以上	-	-	-	3	-	1	2	-	1	7
合計	6	2	7	17	1	2	2	-	8	45

第5表 事故の型別・職員区分別公務上死者者数

(人)

事故の型	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
墜落・転落		1	1	1	10	-	-	-	-	1	14	31.1%
転倒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
激突		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
飛来・落下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
崩壊・倒壊		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
激突され		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
はざまれ・巻き込まれ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
切れ・こすれ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
踏み抜き		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
おぼれ		-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2.2%
高温・低温の物との接触		-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2.2%
有害物等との接触		-	-	-	2	-	1	2	-	-	5	11.1%
感電		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
爆発		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
破裂		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
交通事故		1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	4.4%
動作の反動・無理な動作		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
故意の加害行為		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
汚染血液による事故		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
その他の		4	1	6	4	-	-	-	-	7	22	48.9%
合計		6	2	7	17	1	2	2	-	8	45	100.0%

第6表 起因物別・職員区分別公務上死者数

(人)

職員区分		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
起因物												
動力機械	建設用等機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	動力クレーン等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	その他の動力機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
交通手段	乗用車	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.2%
	バス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	鉄道車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	バイク	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
	自転車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	トラック等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	その他の交通手段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	小計	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	4.4%
注射針等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
装置等	装置、設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	人力機械工具等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
仮設物、建築物、構築物等		-	-	1	1	-	-	-	-	1	3	6.7%
物質等	危険物・有害物等	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2.2%
	材料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	荷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	石綿	-	-	-	3	-	1	2	-	1	7	15.6%
	小計	-	-	-	3	-	2	2	-	1	8	17.8%
環境等	地山・岩石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	立木等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	水	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2.2%
	異常環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	高温・低温環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	風雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	小計	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2.2%
人間		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.2%
その他の起因物		3	-	4	9	-	-	-	-	1	17	37.8%
起因物なし		2	2	2	2	-	-	-	-	5	13	28.9%
合計		6	2	7	17	1	2	2	-	8	45	100.0%

第7表 認定事由別・職員区分別公務上死者数

(人)

職員区分		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
認定事由												
負傷	自己の職務遂行中	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	4.4%
	訓練中	-	-	-	9	-	-	-	-	-	9	20.0%
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	出張中又は赴任途上	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
	出退勤途上 (公務上のもの)	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	4.4%
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	設備の不安全又は管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
計		1	-	1	11	-	-	-	-	1	14	31.1%
疾病	公務上の負傷による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	職業病	1	-	-	2	-	-	-	-	2	5	11.1%
	脳疾患	1	1	1	1	-	-	-	-	-	4	8.9%
	心疾患	1	-	1	-	-	-	-	-	2	4	8.9%
	精神疾患	2	-	4	2	-	1	-	-	2	11	24.4%
	呼吸器疾患	-	-	-	1	-	1	2	-	1	5	11.1%
	肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	その他公務起因性の明らかな疾病	食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
計		5	1	6	6	-	2	2	-	7	29	64.4%
その他の死亡		-	1	-	-	1	-	-	-	-	2	4.4%
合計		6	2	7	17	1	2	2	-	8	45	100.0%

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第8表 交通事故による公務上死者数

	一般常勤職員数(人) (4月1日現在) (A)	交通事故による 公務上死者数 (人・構成比) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000
発生年度			
昭和 5 2	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
5 3	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
5 4	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
5 5	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
5 6	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
5 7	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
5 8	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
5 9	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
6 0	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
6 1	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
6 2	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
6 3	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
平成 元年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
1 0	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
1 1	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
1 2	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
1 3	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
1 4	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
1 5	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
1 6	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
1 7	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
1 8	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
1 9	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
2 0	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
2 1	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
2 2	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
2 3	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
2 4	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
2 5	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
2 6	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
2 7	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
2 8	2,739,041	2 (4.4%)	0.07

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定年度による死者数である。

(注2) 交通事故による公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版による。

(注3) 一般常勤職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年度版による(平成26年度までは教育長も含む)。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死者数」欄の( )書は、全公務上死者数に占める交通事故による死者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第9表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	1	-	-	-	1
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		-	-	-	-	-	-	-
消防職員		-	-	-	-	1	-	1
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	1	-	1	-	2

第10表 傷病部位別・職員区分別公務上死者数

(人)

職員区分 傷病部位	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
頭部	-	1	4	-	-	-	-	-	-	5	11.1%
頸部	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.2%
胴体	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
上肢	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
下肢	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
複合部位	-	-	-	10	1	-	-	-	2	13	28.9%
疾病	5	1	2	5	-	2	2	-	3	20	44.4%
部位不明	-	-	1	1	-	-	-	-	3	5	11.1%
合計	6	2	7	17	1	2	2	-	8	45	100.0%

第11表 傷病発生場所別・傷病区分別公務上死者数

(人)

	負傷	疾病	その他の死亡	合計	構成比
本庁	-	-	-	-	0.0%
出先機関・施設等	1	8	1	10	22.2%
道路(交差点を含む)	2	-	-	2	4.4%
自宅	-	9	-	9	20.0%
その他	11	12	1	24	53.3%
合計	14	29	2	45	100.0%

第12表 職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様	正規の勤務時間 勤務中	時間外 勤務中	出張中	訓練・ 研修中	宿・日直 勤務中	通勤 途上	その他	合計	
									1	2
義務教育学校職員		1	-	1	-	-	-	-	4	6
義務教育学校職員以外の教育職員		2	-	-	-	-	-	-	-	2
警察職員	1	1	-	-	-	1	1	3	7	
消防職員	3	-	-	9	-	-	1	4	17	
電気・ガス・水道事業職員	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
運輸事業職員	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2
清掃事業職員	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
船員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	3	-	-	-	-	-	-	5	8	
合計		14	1	1	9	1	2	17	45	

第13表 事故の型別・起因物別公務上死亡者数

(人)

事故の型	起因物	動力機械		交通手段					注	装置等		仮設物等		環境等					人	その他の起因物	起因物な	合計				
		建	動	その他の動力機械	乗用車	バス	鉄道	バイク		射針	装置	人	危険物	材	石	地	立	異常	高溫	動	風	その他の起因物				
墜落・転落	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	2	14	
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おぼれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
有害物質等との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
交通事故	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	11
合計	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	3	1	-	7	-	1	-	-	-	-	-	-	1	17	13
																									45	

# 分 類 項 目 区 分



## 1 職員区分

分類項目	説明等
義務教育学校職員	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条により都道府県がその給与を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	次の①から④までに掲げる職員（船員を除く）をいう。 ①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の用務員、給食センター職員など市町村教育委員会所属職種を含む） ②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員 ③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員 ④公立大学（短期大学を含む）の教職員
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員をいう。なお、水道事業には、簡易水道事業を含むものである。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	前各号に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

## 2 被災時の勤務態様別

分類項目	説明等
正規の勤務時間の勤務中	変則勤務を常とする職員を含む。
時間外勤務中	
出張中	公用外出を含む。
訓練・研修中	
宿・日直勤務中	
通勤途上	
その他の	勤務についていない場合等を含む。

## 3 事故の型別

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動搖して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物にあたった場合をいい、機械の部分、ドア、パックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。

分類項目	説明等
崩壊・倒壊	堆積した物(灰等を含む)足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあつた看板などが倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。
激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除く、物が主体となって人にあたった場合をいう。構内などにおいて自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等があたった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内などにおいて自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、ストレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下に曝露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶接状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下に曝露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下に曝露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下に曝露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない。(これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する)
感電	帶電体にふれ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故(道路)	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故(その他)	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいづれにも分類されないものをいう。

- (注) 1 定義 事故の型とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいう。
- 2 分類方法 分類にあたっては、次の各号により適切なものを選択する。
- イ 起因となる物又は物質にどのように接触し又は曝露されたかを示すものを選択する。
- ロ 特掲事故(爆発、破裂、火災又は交通事故)、有害物等との接触、感電、故意の加害行為を最優先して選択し、その優先順は、故意の加害行為、爆発、破裂、汚染血液による事故、有害物等との接触、火災、交通事故の順とする。
- ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。
- a 災害防止対策を考える場合での重要度による。
- b 発端となった現象による。
- c 分類番号の若い順による。

#### 4 起因物別

大分類		中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。	
		②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェル、ドラグライン等をいう。	
		③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。	
	動力クレーン等	④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。	
	その他の動力機械	①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。	
		②動力伝導機構 回転軸、ベルト、ブーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。	
		③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。	
		④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鋸圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサ、スリッタ、ポンプ、プロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。	
交通手段	乗用車		
	バス		
	鉄道車両		
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。	
	自転車		
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。	
	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。	
	注射針等		

大分類	中分類	説明等
装 置 等	装 置 、 設 備	<p>①圧力容器 ボイラー、加熱器、蒸煮器、スチームアキュームレータ、圧縮空気タンク、酸素ボンベ、熔解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストーブ等の什器</p>
	人 力 機 械 工 具 等	<p>①人力クレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p> <p>⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。</p> <p>⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。</p> <p>⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。</p>
仮 設 物 、 建 築 物 、 構 築 物 等	仮設物、建築物、構築物等	<p>①足場</p> <p>②支保工</p> <p>③階段、棧橋</p> <p>④開口部 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑤屋根、はり、もや、けた、合掌</p> <p>⑥作業床、歩み板</p> <p>⑦通路 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。</p> <p>⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。</p>

大分類	中分類	説明等
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	石綿	
環境等	地山・岩石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立木等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高温・低温環境等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動物	犬嗜み等
	風雪	雪上での滑り事故等
	その他	上記に分類されない植物等をいう。
人間		
その他	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起因物なし	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

(注)

- 定義 起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置若しくは他の物又は環境等をいう。
- 分類の方法 分類にあたっては、次の各号により適正なものを選択する。
  - イ 災害にあたっての主因であって、何らかの不安全な状態が存在するものを選択する。
  - ロ 災害の発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
    - a 操作又は取り扱いをした物 (墜落等の場合は作業面)
    - b 加害物 (災害をもたらした直接のもの、起因物と同一の場合が多いが異なることもある。)
    - c 起因物なし
  - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、二種以上の起因物が競合している場合及び起因物をきめる判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場からの重要度で決めるものとし、なお、判定しがたい場合には、分類番号の若い番号を優先する。
  - ニ 加害物が熔接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するもの及び被加工物のように機械、装置等の一部となって動くもの等の場合は、当該機械、装置等を選択する。
  - ホ 被災職員と相手方の両方が車両を利用しているときに発生した交通事故による被災の起因物は、過失割合の大きい側の利用していた車両とし、両者の過失割合及び負傷の程度がいずれも同じ場合は、相手方の利用していた車両とする。

## 5 災害発生場所別

大分類	中分類	説明等
勤務公署	本 庁	地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所、町村役場、警察本部、消防本部及び各種行政委員会事務局等を含む）
	出先機関施設等	<p>①行政機関等 地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所及び同法第156条に規定する保健所、警察署、労政事務所、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、繩検定所、計量検定所等の行政機関のほか東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所、消防署等の出先機関並びに指定都市の区役所等</p> <p>②保育所 児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>③社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項に規定する施設</p> <p>④病院 診療所（医療法第1条の5第2項に規定するもの）を含む。</p> <p>⑤その他の施設 地方自治法第244条に規定する公の施設で前4項を除く施設及び試験研究機関等（学校、集会施設、ごみ・し尿処理施設、職業訓練施設、公園施設、図書館、体育館、公営企業、農林水産試験場、衛生研究所等）</p>
道 路	交 差 点	
	そ の 他 の 道 路	
自 宅		
そ の 他		